

いしいケア・クリニック居宅療養管理指導 運営規程

第1条 【事業の目的】

医療法人新生会いしいケア・クリニック（以下「事業所」とする）が実施する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援にある者（以下要介護者」という）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第2条 【事業の運営方針】

居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに各関係機関とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条 【事業所の名称等】

居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人 新生会 いしいケア・クリニック
- (2) 所在地 山口県岩国市麻里布町3丁目5-5

第4条 【職員の職種、員数、職務内容】

居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

医師 3人以上（常勤 3人以上）

居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業所等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。

第5条 【営業日及び営業時間】

居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

第6条 【事業の内容】

居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

第7条 【居宅療養管理指導等の種類】

提供する居宅療養管理指導等の種類は、医師によるものとする。

第8条 【利用料その他の費用の額】

居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

第9条 【苦情の処理】

事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて利用者及びその家族に説明するものとする。

(削除)

第10条 【事故処理】

居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に対して連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録等の必要な処置を講じる。また、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第11条 【事故発生時の対応】

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第 12 条【個人情報の保護】

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に関しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

第 13 条【虐待への対応】

事業者は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第 14 条【衛生管理】

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制を整備し、それらを適切に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生しないよう予防に努め、発生時にはまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第 15 条【業務継続計画の策定】

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対する居宅療養管理指導等を継続的に実施、または早期再開ができるよう計画（業務継続計画）を作成し、計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

第 16 条【その他運営に関する重要事項】

その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務をふまえたハラスメント対策」に取り組みハラスメントへの対策を行う。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人新生会が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。